

○東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付要綱

平成22年3月26日教育委員会告示第5号

改正

令和3年9月24日教育委員会告示第11号

令和5年11月24日教育委員会告示第11号

令和5年12月25日教育委員会告示第13号

東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健全なスポーツの振興及び競技力の向上並びに、芸術文化の振興を図るため、全国大会以上の各種大会に出場する個人に対して、東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金（以下「賞賜金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象大会及び交付金額)

第2条 賞賜金の交付対象となる大会（その大会が、不可抗力により中止となった場合を含む。）及び交付金額は、次のとおりとする。

交付対象となる大会		交付金額
全国大会	省庁が主催若しくは共催する大会、日本青年団協議会が主催する大会又は（公財）日本スポーツ協会若しくは（公財）日本スポーツ協会に加盟している競技団体が主催する大会で、地区予選を通過したもののみが出場できる大会  (国民スポーツ大会、全国青年大会等)  ただし、市立学校及び市スポーツ少年団登録団体が参加する全国大会を除く。	1人 10,000円
国際大会	オリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会又はパラリンピック等	国内開催 1人 30,000円 国外開催 1人 50,000円

2 前項に定めるもののほか、東かがわ市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要があると認めた大会については、交付対象とすることができる。

(交付対象者)

第3条 賞賜金の交付対象者は、市内に住所を有する監督、コーチ又は補欠を含む選手であり、国、香川県又は本市の代表として大会に参加する者とする。ただし、大会要項等で定められた者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めた者は、交付対象とすることができる。

(交付の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、賞賜金を交付しない。

- (1) 一般企業が主催する大会に出場する者
- (2) 大会に出場するために、市から他の補助金等の交付を受けている者
- (3) その他教育長が不相当と認めた者

(交付の申請等)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付申請書(別記様式)に関係書類を添えて当該大会開催期日の前後30日以内に教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、賞賜金を交付するものとする。

(結果報告)

第6条 賞賜金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに大会結果を教育長に報告するものとする。ただし、不可抗力により大会が中止となった場合は、この限りでない。

(賞賜金の返還)

第7条 賞賜金の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、賞賜金を返還しなければならない。

- (1) 自己都合により大会に出場しなかった場合
- (2) 不正な方法で賞賜金の交付を受けた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(東かがわ市教育振興補助金交付要綱の一部改正)

2 東かがわ市教育振興補助金交付要綱（平成15年東かがわ市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年9月24日教育委員会告示第11号）

この告示は、令和3年9月24日から施行する。

附 則（令和5年11月24日教育委員会告示第11号）

この告示は、令和5年11月24日から施行する。

附 則（令和5年12月25日教育委員会告示第13号）

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

年 月 日

東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付申請書

東かがわ市教育委員会教育長 殿

住所  
申請者 氏名 ⑩  
連絡先

東かがわ市スポーツ・芸術文化振興賞賜金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて賞賜金の交付を申請します。

交付申請額			円
大会名			
種目			
開催期間			
開催地			
交付申請対象者	住所		
	氏名		
	団体・ 学校名		
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予選大会の要項及び大会結果</li> <li>2 出場する大会の開催要項</li> <li>3 出場にかかる参加登録書</li> <li>4 振込口座の確認できるもの</li> </ol>		

※ 大会終了後、速やかに大会結果を教育長へ報告すること。